

## パブリックコメント手続結果

令和 6 年 3 月 5 日

案件名	東松山市文化財保存活用地域計画		
案の公表期間 (意見募集期間)	令和6年1月4日	(木) ~	令和6年1月25日 (木)
意見提出者数	2 人		
担当部署 (問合せ先)	生涯学習部 生涯学習課埋蔵文化財センター (グループ) Tel (0493) 27-0333 (直通) 東松山市埋蔵文化財センター		

## ●提出された意見の概要及び市の考え方

No.	提出された意見の概要	意見に対する市の考え方
1	東松山市はにわの丘公園について、埴輪に関する遊具の設置や駐車場の整備を進める	計画では「第6章 文化財の保存・活用に関する措置」において、具体的な措置のひとつに「はにわの丘公園内の園路整備」を記載しています。ご意見踏まえ、この措置を園路に限定しない「はにわの丘公園の再整備」に変更し、こうした事業を実際に進める際にご意見を参考に設置の可否を検討してまいります。
2	東松山市埋蔵文化財センターの土曜日・日曜日の開館	東松山市埋蔵文化財センターは博物館ではなく、出土遺物の収蔵施設として設置されています。展示会の開催や体験講座を実施していく中で、あわせて開館を行ってまいります。また「第6章 文化財の保存・活用に関する措置」において、具体的な措置のひとつに「デジタルミュージアムの構築」があり、こうした事業が実現すれば日や時間を問わずデジタル上で資料を見学することができるようになるものと考えております。

3	<p>毛塚古墳群の公園（どんぐりやま公園）のような古墳と一体化した公園の整備や公園に古墳に関する説明版を設置する</p>	<p>ご指摘の毛塚1号墳を取り込んだどんぐりやま公園や、高坂2号墳を保存しているさくら坂公園の整備など、公共用地に所在する古墳については、公園等に取り込んで保存する事業を実施し、いずれも解説板を設置して周知を図っております。</p> <p>一方で現存する古墳のほとんどが民地であり、古墳を所有・管理される方のご意向も踏まえた丁寧な対応が必要であり、現時点で具体的な予定がない為、計画書へ記載はしておりません。一方で、「第6章 文化財の保存・活用に関する措置」では埼玉県指定史跡・將軍塚古墳に関する様々な措置を記載しており、こうした措置を実施するうえでご意見を参考にして、検討を進めてまいります。</p>
4	<p>マップやイラスト入り看板などを作成して古墳に行きやすいようにする</p>	<p>現存する古墳のほとんどが民地であり、土地の維持管理や安全性の確保、防犯などの観点から、古墳の位置をマッピングして公開し、不特定多数の人がアクセスできるように促すことには大きなリスクもあり、古墳を所有・管理される方の十分な理解と環境の整備が必要不可欠です。一方で市立南中学校の敷地内に所在する東松山市指定史跡「附川1号墳」や、史跡整備を実施した埼玉県指定史跡「若宮八幡古墳」など、一般の方が見学する環境が整備された古墳も市内にはたくさんありますので、「第6章 文化財の保存・活用に関する措置」において「古墳時代の展示会」の開催や「文化財めぐり」などの措置を記載し、こうした事業の過程で古墳の存在と重要性を周知してまいります。</p>
5	<p>第2章において「木造阿弥陀如来坐像」のほかに「銅造誕生釈迦仏立像」「世明寿寺千手観音立像・二十八部衆像」も追記する</p>	<p>第2章の記載の主旨は、文化財そのものの概要や希少性を説明するものではなく、文化財の類型や種別について、具体例を提示して説明するものです。すべての文化財を文中で記載する事はできないため、計画では巻末資料として指定文化財一覧を掲載する予定で、そこに「銅造誕生釈迦仏立像」「世明寿寺千手観音立像」「世明寿寺二十八部衆像」も掲載いたします。</p>

6	郷土資料館（もしくは常設展示コーナー）の開設を明記する	郷土資料館の開設については建設費やその後の維持管理に係るコスト面などの課題があります。こうしたことを踏まえ、計画の中では「第6章 文化財の保存・活用に関する措置」において、具体的な措置のひとつに「デジタルミュージアムの構築」を記載しております。
7	仏像ツアーの企画	ご意見踏まえ、「第6章 文化財の保存・活用に関する措置」に記載した「古墳巡りツアー」を修正し、「文化財巡りツアー」と変更し、古墳や仏像はもちろん、その他の文化財についても幅広く紹介できる事業となるよう、修正します。

●提出された意見により修正した箇所とその理由

No.	修正した箇所	修正した理由
1	「第6章文化財の保存・活用に関する措置」のうち「知る 知-13 古墳巡りツアー」について、事業名を「文化財巡りツアー」に変更し、あわせて事業内容等の記載を修正	対象を古墳に限定せず、仏像など、ニーズに合わせた幅広い文化財を対象とした事業にするため
2	「第6章文化財の保存・活用に関する措置」のうち「活かす 活-7-1 はにわの丘公園内の園路整備」について、事業名を「はにわの丘公園の再整備」に変更し、あわせて事業内容等の記載を修正	対象を園路に限定せず、整備の際に幅広いニーズに対応できるようにするため